

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日は、
翌日）

目次
◇規 則 鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則

規 則

鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則をここに公布する。

昭和四十三年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十一号

鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則

(この規則の趣旨)

第一条 鳥取県漁業協同組合合併助成条例（昭和四十二年十月鳥取県条例第二十六号。以下「条例」という。）第二条に規定する補助金の交付に
関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この規則の
定めるところによる。

(補助金の額)

第二条 条例第二条に規定する補助金の額は、次の各号に定める額の範囲
内とする。

一 条例第二条第一号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併前
の組合の数を二万円に乗じて得た額と五万円との合計額

二 条例第二条第二号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併組
合が合併の日から起算して三年以内に、かつ、当該三年の各年度内に
減免した場合における、その減免した利息に係る元本債権の残高（合
併の日から起算して三年間に、合併の日から起算して一年ごとに元本
が均等に償還されるものとして計算された額を限度とする。）に相当
する額に年二分五厘の率を乗じて得た額又は市町村が合併組合に補助
する額の二分の一に相当する額のいずれか低い額

三 条例第二条第三号に規定する経費に係る補助金にあつては、合併組
合が合併の日から起算して三年以内に資金を借り入れた場合におい
て、借入れの日から起算して三年以内に、かつ、当該三年の各年度内
に支払った利息に係る元本債権の残高（借入れの日から起算して三年
間に、借入れの日から起算して一年ごとに元本が均等に償還されるも
のとして計算された額を限度とする。）に相当する額に年一分の率を
乗じて得た額又は市町村が合併組合に補助する額の二分の一に相当す
る額のいずれか低い額

(申請書の添附書類)

第三条 条例第二条に規定する補助金に係る交付規則第五条第一号及び第
二号の事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二
号のとおりとする。

(実績報告書)

第四条 条例第二条に規定する補助金に係る交付規則第十八条の実績報告書は、様式第一号のとおりとし、当該補助金の交付の決定のあつた日の属する会計年度の翌年度の五月三十一日までに提出しなければならぬ。

(請求書の添附書類)

第五条 条例第二条に規定する補助金に係る交付規則第二十一条第三号の受入額調書は、様式第三号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則の廃止)
- 2 鳥取県漁業協同組合合併助成条例施行規則(昭和三十八年十二月鳥取県規則第六十号)は、廃止する。

様式第1号

事業計画書 (又は実績報告書)

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

- (1) 合併補助金 (鳥取県漁業協同組合併助成条例第2条第1号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

ア 合併組合の名称等

合併組合の名称	関係組合の名称	認可年月日	登記年月日

イ 合併に関する調査費等

項目	所要経費	負担区分		備考
		市町村負担額	組合負担額	

- (2) 持分調整利子補助金 (鳥取県漁業協同組合併助成条例第2条第2号に掲げる経費に係る補助金)に関する事項

ア 持分調整の額

項目	組合	組合			合計
(1) 払込済出資金					
(2) 精算加算額					
(3) 精算控除額					
(4) 差引正味財産					
(5) 出資金き損額(1)-(4)					
(6) 貸付金による増資額					

備考 持分調整の方法が固定比率又は組合員の平均出資額の不均衡を是正する等、上記の出資一口当たり持分を調整する方法以外の場合は、上記様式に準じて、貸付金による増資額が確認できるよう記載すること。

イ 利子補助計画

A

合併日	合併日の利子補助対象元本債権額	貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考 貸付期間は、貸付けの日から元本を完済するまでの全期間をいう。

B

貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで	利子補助対象 元本債権額	貸付 日数	積数	約定利息		組合の利息減免		市町村の補助		備考
				利率	金額	減免額 (B)	減免率 (B/A)	補助金額 (C)	補助率 (C/A)	
			(a)	/	/	/	/	/	/	
			(b)	/	/	/	/	/	/	
計	(平均元本 債権残高) (A)									

- 備考 1 貸付期間は、元本債権額の異なる別に行を分けて記載すること。
 2 積数 = 利子補助対象元本債権額 × 貸付日数
 3 平均元本債権残高 = $\frac{\text{積数(a)} + \text{積数(b)}}{365}$

(3) 固定化債権流動化利子補助金 (鳥取県漁業協同組合併助成条例第2条第3号に掲げる経費に係る補助金) に関する事項、

ア 合併年月日

イ 利子補給計画

A

借入日	借入日の利子補助対象元本債権額	借入期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考 借入期間は、借入れの日から元本を完済するまでの全期間をいう。

B

借入期間 年 月 日から 年 月 日まで	利子補助対象 元本債権額	借入 日数	積数	約定利息		市町村の補助		備考
				利率	金額	補助金額 (B)	補助率 (B/A)	
			(a)	/	/	/	/	
			(b)	/	/	/	/	
計	(平均元本債 権残高) (A)							

- 備考 1 借入期間は、元本債権額の異なる別に行を分けて記載すること。
 2 積数 = 利子補助対象元本債権額 × 貸付日数
 3 平均元本債権残高 = $\frac{\text{積数(a)} + \text{積数(b)}}{365}$

様式第2号

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
市町村庁費	円	円	円	
県補助金				
計				

支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
合併補助金	円	円	円	
持別調整利子補助金				
固定化債権流動化 利子補助金				
計				

様式第3号

補 助 金 の 受 入 額 調 書

区 分	金 額	備 考
事 業 費	円	
補助金交付決定額		
前回までの受入額		
今回受入額		
残 額		